

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：13101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2022

課題番号：19K23158

研究課題名（和文）裁判員裁判の評議はいかなる「公共性の空間」なのか？ - 裁判員の認識の量的・質的分析

研究課題名（英文）How has the public sphere been built in deliberations of Saiban-in trials?: qualitative and quantitative analysis of Saiban-in's perceptions

研究代表者

島 亜紀 (Shima, Aki)

新潟大学・教育基盤機構・特任准教授

研究者番号：80715417

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、裁判員経験者の発言を実証的に分析することにより、裁判員裁判の「評議」に関する裁判員の認識を明らかにすることである。裁判員経験者の発言の質的分析から、裁判員裁判の評議は、1) 家族の役割を担う個人や会社の社員としてではなく、市民として参加し、自らの発言が公的な場で他の参加者によって聞かれる場であり、2) 参加者同士で様々な意見を交換することによって、既存のルールや社会制度を批判的に検討し、自分が抱いていた基準を再考するといった批判的再考が可能となる場であり、3) 被告人の更生や法と社会秩序の重要性といった公的な事柄に関する公共意識を育むことができる場であるという結果が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

非公開で実施されてきた裁判員裁判の評議については、その内容を明らかにすることが困難であった。しかし、本研究において、裁判員経験者が意見交換会で語った評議に関する発言を質的に分析することにより、評議という空間がどのような空間であるかについて一定の視点を与えることができたと考えている。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to show how the spheres of deliberations in Saiban-in trials were constructed by analyzing the transcriptions of round-table talks in which the experiences of former Saiban-ins were elicited. This study identifies themes within the data, specifically that deliberations in Saiban-in trials are the public sphere as follows: 1) as a citizen being a responsible member of society, neither as an individual who assumes a family role nor as an employee of a company, the person can make remarks and be heard by other participants in public, entering into the public space. 2) The Saiban-ins can critically reflect on existing rules and social systems as well as review their own criteria for judging crime and imposing punishments by exchanging opinions. 3) It is a sphere that can foster the public consciousness concerning public affairs, such as the defendant's rehabilitation and the significance of law and social order.

研究分野：犯罪学、法哲学

キーワード：裁判員裁判 実証研究 質的分析 評議 公共性 市民の司法参加

1. 研究開始当初の背景

裁判員制度施行から10年が経とうとしている今、裁判員候補者の出席率の低下や守秘義務による経験共有の妨げなどの問題点が指摘されている。一方、アンケート調査からは、制度施行の全期間を通して、裁判員になる前にはやりたくなかったという気持ちを抱いていた裁判員が半数近くいたにもかかわらず、約95%もの裁判員がその経験を肯定的に評価していることが分かっている。本研究は、このような肯定的な評価が生じている理由の一つが、裁判員の「評議」での経験にあることを明らかにすることを目的とするものである。先行研究においては、裁判員の役割を担う学生や市民などが模擬裁判を行うことで、裁判員としての擬似経験をフィードバックしてもらった方法が取られてきた。しかし、裁判員裁判の問題点を明確にし、今後のあり方に関して議論するためには、実際に裁判に携わった裁判員による経験を検証することが不可欠である。本研究では、裁判員を対象としたアンケート調査と意見交換会の記録を用い、裁判員の認識を統計的方法論と質的方法論を用いて分析するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下のとおりであった。先行研究においては明らかにされてこなかった裁判員裁判の評議がどのような内実をもっているのかについて、裁判員経験者の回答や発言を資料として実証的に分析することで明らかにし、評議の空間がいかなる意味で『公共性の空間』たり得ているのかを理論的・実証的に示すことである。

3. 研究の方法

本研究は以下の方法で進めた。まず、「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」の10年分のデータをもとに、統計学的な分析を行った。本来、回答者ごとのすべての回答結果が公開されていれば、女性と男性の裁判員による回答傾向の違いや若年者と高齢者の違いなどについて、統計学的な分析が可能となる。しかし、そのようなデータは裁判所によって公開されていないため、相関関係や回帰分析などの統計手法は用いず、数量的な割合を比較する分析にとどめた。第二に、「裁判員経験者の意見交換会議事録」をもとに、裁判員の発言に関する質的分析を行った。全裁判所では既に400近くの議事録が公開されており、参加した裁判員の総数は2400から3200人に及ぶ。この議事録の評議に関する発言に焦点を絞り、質的データのコーディングの方法論を用いて裁判員による認識を明らかにした。これらの量的・質的分析結果に基づき、評議がいかなる「公共性の空間」を構築しているのかを描き出した。第三に、「公共性の空間」に関する伝統的な理論である自由主義、共和主義、討議民主主義の理論に言及しつつ、裁判員経験者の発言から分析し描き出した実際の評議の空間がどのような空間たりえているのかについて検討した。

4. 研究成果

裁判員経験者の発言や認識の分析から読み取れる「評議」という場は、次のような特徴を持つ空間でありうるということが研究成果として得られた。すなわち、1「現れ」の実現する、2合意形成のための、3市民の公共意識を涵養するための「公共性の空間」である。第一の「現れ」の空間とは、ハンナ・アレントによって展開された概念である。アレントは、完全に個人的な生活を送ることは真に人間的な生活をするために欠くことのできない本質的なものを奪うと言う。それは、言い換えれば、他者から見られ聞かれるという経験から現れる「公共性の空間」における現実を奪われることを意味する。裁判員経験者は、評議という空間に一人の市民として参加し、自分の意見を述べ、それが他の参加者によってしっかりと聴かれるという過程で、公的な立場に置かれた一人の市民として尊重され、評議に貢献することができたという人生では感じたことのなかった充実した経験をしたと述べている。それは、各自が持っているもののためではなく、自律した個人として発言したことのために、他者によって受け入れられるという経験である。

第二の合意形成のための公共性の空間とは、参加者の持つ属性や力関係によってではなく、その発言が正当であることを説明し、根拠づけるという対話的合理性のみによってその発言の妥当性が判断され、合意に向けての討議がなされるユルゲン・ハーバマスの言う"the Public Sphere"を指す。彼は、コミュニケーション的行為の合意志向的な構造においては、相互尊重が常に前提として想定されていると考えている。複数の裁判員経験者の発言からは、裁判官と裁判員との対等性、意見を述べる機会の公平性、そしてそれぞれの意見の重要性という点において、自分が尊重されていたという認識が読み取れるが、これらの要素は、ハーバマスが「公共性の空間」における討議のルールとしてあげた原則に他ならない。このような評議という「公共性の空間」においては、年齢や職業などのさまざま異なる背景を持つ裁判員が参加する結果として、多様な意見が評議の場において示される。その結果として、評議の空間は、裁判員および職業裁判官が既存の基準、考え方、及びこれまでは疑いの余地がないと考えられていた事柄を批判することが可能となる場となりうる。このような批判的な視点は、裁判員によって獲得されるだけでなく、評議に参加している裁判官とも共有される。従来の判決は、職業裁判官による審議におい

て判決検索システムを使用して行われてきたが、これらの先例は無条件で妥当性を確保できるわけではなく、例えば他の犯罪との平等の原則に照らして常に正当化の要請にさらされる。裁判員と職業裁判官の両方が既存の判決基準の妥当性について吟味することを通じて、討議の参加者は、対象となっている既存の価値観、規則や刑事裁判制度それ自体についてさえも議論することができ、それは合理的な理由づけによる司法制度の正当化につながる。このような既存の価値観や制度に対する批判的反省を可能にする「公共性の空間」は、まさにハーバマスが主張しているものに他ならない。

第三に、裁判員は、被害者、被告人、その家族、他の裁判員、裁判官など、「非常に多くの人々の立場に立つ」という経験をし、「様々な観点から物事を判断する」という経験をしている。そのような経験を通して、彼らは「中立的立場から公正かつ客観的に物事を判断することの重要性」を学んでいる。さらに、審判に参加すると同時に社会全体を考える機会を得ることによって、裁判員は、第一に、犯罪と刑罰に対し、第二に、法システムと社会秩序の重要性に対し関心を持ち始めている。多くの裁判員はこれまで刑事事件とは全く関係ないと考えていたが、裁判員裁判の経験の後、「社会の一員としての意識が高まった」と述べている。裁判員の発言から見られるのは、評議での参加者同士の議論を通して自らの考えを深め、自発的に公的事項に参加しようとする積極的な市民の出現である。裁判員裁判に参加する前には裁判員の半分が参加を希望していなかったが、評議という公共性の空間に参加し、議論の後にチームとして一定の合意に達することにより、社会の一員としての意識、責任感、そして公的な事柄に関与しようとする意識を裁判員は得ている。この意味で、公共性の空間は、社会の一員としての公共意識と社会への参加についての意識を涵養するシチズンシップ教育の実践の空間でありうる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Aki Shima
2. 発表標題 The Public Sphere of Deliberations in Saiban-in Trials in Japan: Insights from a Thematic Analysis of Former Saiban-ins' Remarks
3. 学会等名 The 2022 Global Meeting on Law & Society (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 島亜紀
2. 発表標題 裁判員裁判の「評議」はいかなる空間か？：裁判員経験者の発言の量的・質的分析
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 島亜紀
2. 発表標題 裁判員裁判の「評議」はいかなる空間か？
3. 学会等名 法意識研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 島亜紀
2. 発表標題 裁判員裁判における「評議」という「公共性の空間
3. 学会等名 日本法社会学会関東支部
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 井上達夫、今井弘道、宇佐美誠、大野達司、尾崎一郎、郭舜、郭薇、島亜紀、菅原寧格、住吉雅美、角田猛之、橋場典子、長谷川晃、旗手俊彦、村林聖子、森元拓	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 368
3. 書名 公正な法をめぐる問い(第8章 裁判員裁判の評議はいかなる「公共性の空間」なのか)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------